

代議員選出規則

(適用)

第 1 条 この規則は、一般社団法人日本カプセル内視鏡学会（以下、「JACE」という。）の定款細則第 15 条に基づいて代議員選出に関し必要な事項を定める。

(代議員の区分)

第 2 条 代議員は、ブロック選挙区ごとに正会員の中から選挙により選出される。

(選挙管理委員会)

第 3 条 代議員の選出を行うため、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会の構成は、非改選の現職理事 1 名と各ブロックから推薦された代議員（関東・近畿は 2 名、他は各 1 名）、その他の代議員若干名とし、理事会の議を経て、代表理事がこれを委嘱する。
- 3 委員長は代表理事が、これを指名する。
- 4 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(公示)

第 4 条 代議員選出に関する公示は、学会ホームページに掲載する方法により行う。

(代議員の選出)

第 5 条 代議員は、ブロック選挙区会員による選挙によって選出される。

(定数)

第 6 条 代議員総数は正会員の 10%を超えないものとし、選出総数の決定は選挙ごとに理事会が行う。

- 2 ブロック選挙区とは北海道、東北、関東、中部、北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄の 8 ブロックをもってブロック選挙区とする。
- 3 各ブロックに配分する代議員定数は、選挙実施年度の 4 月 1 日における正会員数をもとに、
$$\text{ブロック選挙区選出代議員総数} = \text{当該ブロックの正会員数} / \text{全国の正会員数} \times \text{総選出数}$$
により算出し、少数点以下の端数は切り捨てるものとする。
- 4 配分定数の算定は、選挙管理委員会が行う。
- 5 正会員の 10%を超えない範囲で、ブロック間の調整を選挙管理委員会が行う。

(選挙権を有する者)

第 7 条 代議員選挙において選挙権を有する者は、本国内に居住し、3 年以上の会員歴を有し、会費を完納している正会員とする。

(被選挙権を有する者)

第 8 条 代議員選挙において被選挙権を有する者は、JACE の正会員の中から、立候補時点で満 65 歳に達していない会費を完納している正会員とする。

(有権者が所属する選挙区)

第 9 条 選挙権及び被選挙権を有する会員が所属するブロック選挙区は、選挙実施年度の 4 月 1 日現在において当法人の会員名簿に登録されているブロックとする。

(選挙の時期)

第 10 条 ブロック選出代議員の選挙は、現職代議員の任期終了日の 2 カ月前までに終了しなければならない。

(選挙の公示)

第 11 条 選挙管理委員会は、投票期間の初日の 3 カ月前までに会員に選挙の実施を学会ホームページに公示したうえ、その旨を機関誌に掲載しなければならない。

(立候補の届出)

第 12 条 代議員選挙に立候補する者は、所定の立候補届出書に必要事項記載のうえ、選挙管理委員会宛に郵送にて選挙管理委員会の指定する期日までに届け出るものとする。

- 2 現職代議員が次期代議員選挙に立候補する場合は、推薦人を要しない。
- 3 新規に立候補する者は、理事・現職代議員 1 名の推薦を得て、所定の書式により選挙管理委員会に立候補を届け出るものとする。
- 4 一人の推薦者が推薦出来る候補者は、3 名以内とする。

(候補者の公示)

第 13 条 選挙管理委員会は、立候補者の資格審査を行い、ブロック毎に立候補者名簿を作成し、投票期間の初日の 30 日前までにこれを公示のうえ、選挙権を有する会員に対し立候補者名簿に投票用紙を添えて送付する。

(投票方法)

第 14 条 ブロック選出代議員選挙の投票は、郵送法により行う。

- 2 投票は、指定された記載方式に従い、候補者を 3 名まで無記名投票とする。
- 3 本学会事務長は、投票期間中に郵送された投票用紙を受理し、開票日まで厳重に保管管理しなければならない。

(開票)

第 15 条 開票は、選挙管理委員会が定めた日に選挙管理委員会が行う。

(当選者の決定)

第 16 条 当選者は、以下の方針と手順により決定する。

全候補者を選挙区の得票順に並べ、得票の多い順から当選とするが、医科大学あるいは医学部には、1 大学（医学部、単数あるいは複数の附属病院、附置研究所などを含めて）につき、その大学に所属する候補者の中から得票順で 2 名までの代議員を割り当てる。

得票数の同じ候補者が複数いる場合は、年長者から順に当選者とする。

生年月日が同日の場合は、選挙管理委員会委員長が抽選により決定する。

(選挙結果の公示)

第 17 条 選挙管理委員会は、選挙の結果を前条の手続きが終了後、すみやかに公示しなければならない。

(選挙の疑義)

第 18 条 選挙の効力に関して異議のある選挙権を有する正会員は、前条にある選挙結果の公示日より 14 日以内に文書で選挙管理委員会に対して異議を申し立てることができる。

2 申し立てのあった場合は、選挙管理委員会で審議し方針を決定する。

(定款細則の改正等)

第 19 条 本代議員選出規則は理事会の決議によって改正することができる。

附 則

この代議員選出規則は、平成 27 年 4 月 25 日から施行する。